五　家賃債務保証業務を行う区域（認定を受けようとする者が支援法人の場合は、都道府県知事の指定（法第五十九条第一項の規定による指定をいう。）を受けた当該都道府県の区域）

六　家賃債務保証業務に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。次条第六号において同じ。）及び組織体制に関する事項

七　家賃債務保証業務の実施の方法に関する事項

八　家賃債務保証業務に関する問合せを受けるための連絡先

（申請書に添付する書類）

第三十五条　法第七十二条第三項の国土交通省令で定める書類（第三十九条第一項において「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第二号から第五号までに掲げる書類については、認定を受けようとする者が第二十条第二号に該当する者であって、国土交通大臣において当該書類の添付の必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

一　別記様式第五号による法第七十三条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　認定を受けようとする者が法人である場合においては、その代表者、役員及び第三十八条に規定する使用人の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（次号において「本人確認書類」という。）

三　認定を受けようとする者が個人である場合においては、その者、第三十八条に規定する使用人及び法定代理人（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人に限る。）（法定代理人が法人である場合においては、その代表者）の本人確認書類

四　認定を受けようとする者が法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

五　認定を受けようとする者が個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

六　家賃債務保証業務に関する内部規則等及び組織体制に関する事項を記載した書類

七　別記様式第六号による業務の状況に関する事項を記載した書類

（心身の故障により家賃債務保証業務を適正に行うことができない者）

第三十六条　法第七十三条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により家賃債務保証業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出）

第三十七条　認定保証業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定保証業者又はその法第七十三条第六号に規定する法定代理人、同条第七号に規定する役員若しくは次条に規定する使用人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、別記様式第七号による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）